

広域行政 ニュースレター

第16号 2006.4

発行 福島県総務部市町村領域広域行政グループ
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
U R L <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E - mail kouiki_gyousei@pref.fukushima.jp
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



メ
ニ
ュ
ー

福島県市町村と県の連携に関する審議会の報告
自主的な市町村の合併の推進に関する構想の決定
福島県市町村行政支援プラン及び合併支援プランの改定
地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームの設置
Q & A 『自治体破たん』
県内の市町村合併の状況



福島県市町村と県の連携に関する審議会の報告(平成18年3月)

福島県市町村と県の連携に関する審議会は、市町村と県の連携に関する重要事項を審議するため、平成17年7月に設置され、平成18年3月まで5回の会議を開催し、「今後の市町村の在り方」及び「市町村と県の役割分担・連携の在り方」について議論を行ってきました。そして、この度「市町村と県の連携に関する報告書」がまとまり、県知事に提出がありました。今回はこの報告書の概要についてご紹介いたします。

市町村の状況と課題

地方分権の進展

平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、住民に身近な市町村は住民の多様なニーズ・活動に迅速に対応し、地域の独自性を発揮し、自らの判断と責任に基づいた行政運営を行うことが求められている。

さらに、「市町村優先の原則」に基づき、極力身近な行政主体である市町村が住民にサービスを提供するため、また、独自のまちづくりをするための権限を持ち、実行する体制が求められている。

そのため、行政改革を積極的に推進し、効率的な人員で効果的に行政サービスを提供するための人材を養成・確保することが求められている。また、指定管理者制度や民間委託など効率的な手法を用いることが求められている。

少子高齢化の進行

少子・高齢化が急速に進む中、労働力人口の減少、税収の減少に加えて、子育て支援や高齢福祉に対する行政サービスなど多方面にわたる課題への対応が求められている。また、地理的な状況や人口規模を勘案しながら、これらの少子高齢化の進行による課題に対応していくことが求められている。

日常生活圏の拡大・広域化

交通基盤や情報通信手段の発達などにより住民の日常生活圏・交流圏は拡大している状況の中、市町村は地域住民の生活圏に応じ近隣市町村との連携を図るなど広域的な行政をさらに進めるとともに、広域行政において問題となっている点を解決する工夫が求められている。

財政運営

地方交付税の動向によっては、自治体の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、市町村は自主財源の確保に取り組むとともに、効率的で効果的な財政運営を行うことが求められている。

住民活動の高まり

近年では、NPOを含め各種団体において多様な活動が展開される。このような地域に密着した住民自治の活動を支え、実現を促進するような取組みが求められている。

今後の市町村の在り方

住民にとって市町村は「最も身近な行政主体」であり、住民自治と団体自治を充実・強化する必要があり、そのためには、自らの在り方や取組・施策などあらゆる面での大胆な改革・変革をすべきである。また、住民も同じく住民自治・地方分権を踏まえて意識・行動の改革が必要である。

住民自治の充実・発揮

地域の在り方は地域が自ら決定するという地方自治の本旨に基づき、主役である住民が自治意識を高めた上で、その意向と参画により市町村経営を行うという住民自治をさらに充実・発揮する必要がある。

そのためには...

自治意識の高揚

市町村は地域住民の思いを施策に反映させたり、住民と連携した地域活動や課題解決の取組を通じて、住民の自治意識の高揚を図るべきである。

住民活動の支援・促進、住民と行政の協働

住民自治の活動を支援するとともに、市町村が現在行っている事務で住民が担った方が効果的である事務については、住民と連携・協働して対応すべきである。

将来ビジョンの共有

地域住民が自治の主役として関心・理解を持つために、市町村が住民に対して行財政の現況や地域課題について、積極的に情報を提供・公開し、その上で将来的な方向・ビジョンを住民とともに構築し共有すべきである。

団体自治の強化

住民自治を実現し、地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理することができる体制を確立する必要がある。

そのためには...

真の地方自治実現に向けての制度・政策提案
住民自治を生かすための団体自治を確立するという真の地方自治の実現に向けて、既存の法制度やその運用改善そして市町村の在り方について常に検証し、必要な場合には新たな制度提案や政策提案を国・県に対し行うべきである。

権限の充実・強化

国や県の持つ必要な権限について移譲を求めるべきである。

財源の充実・強化、効果的な行政

自主財源の確保や歳出削減を行うことによる行財政改革を行い、また、コスト意識を高め、事業の評価と検証を十分に行い、民間委託を含めて効果的に事業を執行すべきである。

人間(職員・人材)の充実・強化

高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、職員の意識改革・能力向上を図り、行政運営を強化すべきである。

多様な主体との連携

住民、NPO、ボランティア団体等と協働し、官民一体となって地域の課題を解決すべきである。

広域的な連携

広域行政が有効・必要な共同施策の検証を行い、また、合併について検討を行うなど他の市町村や県との連携を積極的に図るべきである。

市町村と県の役割分担・連携の在り方

～ 県が果たすべき役割 ～

県には、市町村優先の原則に基づき、また市町村の取組の促進等のため、次のような役割が求められる。

市町村との連携の強化

市町村と県はその役割とするところは異なるが、同じ地方行政を担う観点から、地域に関する事務・施策を十分な連携を図って行う必要がある。

そして、市町村と県は地方行政におけるイコールパートナーであるという認識を一層深め、市町村の最大限の努力によっても解決が困難な地域課題を共有し、県自らの課題であると認識し、連携して対応していくことが求められる。

さらに

市町村の取組に対する連携・支援

市町村が行う権限、財源及び人間（職員・人材）の充実・強化など団体自治強化への取組みを促進・支援する機能並びに市町村間の連携した取組みを支援する機能が求められる。

また、市町村と県による事務の処理や制度・政策提案など共同連携して行うことが求められる。

そのほか、他県等を行う広域的な事務や高度な専門性を有する事務を支援することが求められる。

～ 県の連携・支援方策 ～

市町村との連携の強化及び市町村の取組に対する連携・支援のため、県機関が市町村経営や地域における課題を共有し、迅速に対応するため、各地域の多様性に応じ、連携体制をさらに強化し、方策を実施すべきである。

各地域における連携体制の確立

地域の課題及び情報を市町村と県が共有し、情報を収集・集約するために県における窓口の強化を図り、収集・集約した地域課題・情報を県機関内においても共有すべきである。そして、県は共有した地域課題の解決策を市町村や住民とともにプロジェクトチームやワーキンググループなどにおいて検討し、各役割に応じた連携に基づき対応するべきである。また、地域課題に迅速に対応するためにも現場に近い出先機関の権限・機能の強化を図るべきである。

市町村の取組に対する県の連携・支援の具体例

真の地方自治の実現に向けて、市町村と県が連携し、制度・政策提案を行うべきである。

これまでの権限移譲手法にとらわれず、市町村において福祉やまちづくりなど住民に身近なことに關する決定が可能になるように、市町村の実状に応じた権限移譲を行うべきである。

市町村の行財政改革に対し、必要な助言や情報提供をさらに行うべきである。

併任徴収などにより、自主財源の確保のため連携を一層強化すべきである。

県職員及び市町村職員の能力向上のため、人事交流や職員研修等をさらに充実すべきである。

地域の実状に即した政策実現のために、条例制定・制度立案などの支援をすべきである。

一部事務組合や広域連合、合併などの広域的取組に対して関係市町村間の調整を行うべきである。

県と市町村が同種の事務を行っているものに対して、事務の共同処理や共同事業の実施を検討すべきである。

市町村が最大限の努力を講じても、解決不可能な事務の受託を検討すべきである。

市町村間の連携が困難な課題や県をまたぐ広域的課題について市町村間や他県との調整・連携等の広域的対応を行うべきである。また、専門性の高い事務を引き続き担うべきである。

自主的な市町村の合併の推進に関する構想の決定 (平成 18 年 3 月 31 日)

「市町村の合併の特例等に関する法律」(新合併特例法)第59条第1項において、県は市町村の自主的な合併の推進に関する構想を定めるものとしてされています。その内容については、同法第59条第2項において、「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」、「市町村の現況及び将来の見通し」、「自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ」、「組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」の4つの事項を定めることになっています。

この構想に位置づけられた市町村は、市町村の合併に際して行われる国の財政支援措置を受けることができます。今回は、「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」、「自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ」及び「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」についてご紹介いたします。

自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

市町村合併に関する県の考え方

市町村合併は、市町村を取り巻く課題を総合的に解決するための一つ的手段であり、「地域の在り方は地域が自ら決定する」という地方自治の基本的な考え方の下に、市町村が住民とともに社会情勢を踏まえながら、将来展望を見据え、真剣に議論した上で、自主的、主体的に検討・判断することが重要であると考え、本県では、それぞれの判断・取組みを尊重する。

県の役割

県は、市町村の判断・取組みを尊重しながらイコールパートナーとして課題を共有し共に考え、合併するしないにかかわらず可能な限りの支援を行うという基本認識の下、主体的な選択として合併しようとする市町村に対しては、各種情報の提供をはじめ、必要な助言、さらには求めに応じて市町村間の調整を行うなど、合併の進捗状況に応じ、適時・適切な支援を行う役割を担っていく。

構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村

及びその組合せについての考え方

市町村を取り巻く状況と課題及び市町村合併についての県の考え方を踏まえ、本県における構想対象市町村及びその組合せは、「新合併特例法に基づく合併協議会が設置されており、合併に向けた協議状況を踏まえて関係市町村の全部から要請があった地域」とする。

構想対象市町村の組合せ

本宮町及び白沢村

(平成17年2月16日合併協議会設置)

市町村名	人口(人)	面積(km ²)
本宮町	22,180	39.54
白沢村	9,187	48.40
計	31,367	87.94

人口：平成17年国勢調査速報による。

面積：普通交付税算定の際の数値による。

自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

県は、新合併特例法下で合併しようとする市町村に対して、市町村の自主性、主体性が十分に発揮されることを基本に、それぞれの判断・取組みを尊重しながら、福島縣市町村行政支援プラン及び福島縣市町村合併支援プランに基づき、県として可能な限りの支援を行う。

福島県市町村行政支援プランおよび合併支援プランの改定

「福島県市町村行政支援プラン」の改定(平成 18 年 3 月 31 日)について

改定(策定)趣旨

市町村を取り巻く状況の変化の中、住民にとって最も身近な行政主体である市町村は、地域の在り方は地域が自ら決定するという地方自治の基本的な考え方に基づき、地域事務を自主的・総合的に処理する体制が求められています。

これらに対応するため、徹底した行財政改革、住民等との連携・協力、税財源の確保など、最大限の自助努力を行うことがまずは必要であり、そうした努力を講じても解決不可能である課題については、他市町村や県との広域的な連携を図っていく必要があります。県は、市町村のこうした取組みに対して、その自主性・主体性が十分に発揮されることを基本に本プランを策定しました。

主な改定内容

【支援策】 全面的に改定しました。

市町村と県の連携体制の確立

市町村が解決困難な地域課題について、地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームが部局横断的に支援する。

自治制度改革の研究・提言

市町村と県が連携して、「地域密着型自治制度研究会(仮称)」を設置して、制度改正に対する提言や住民が地域活動を行う上で障壁となる規制や関与等について研究・提言を行う。

オーダーメイド権限移譲

市町村の実状に応じた権限移譲を行い、移譲後もサポートする体制を構築し円滑な事務遂行を支援する。

行財政改革に対する助言等

行財政改革に取り組む市町村に対し、必要な助言と情報の提供等を行う。

自主財源確保への協力

自主財源を確保するために、市町村と連携し併任徴収や直接徴収の実施等を行う。

人的支援

地域の課題解決に対応するため、必要な職員の能力向上に向け、人事交流等の人的支援を行う。

政策法務支援

地域課題解決に向けた政策法務体制を強化するため、条例等の制度設計に対する助言及び法務支援の充実を図る。

広域的取組みの調整等

市町村が他市町村と広域行政を行う場合に、関係自治体間との調整等を行う。

市町村と県の業務連携

市町村と県の事務の共同処理、事務の受託等について制度化を含めて検討する。また、専門的な業務支援システムを構築し、市町村と協働による課題解決を行う仕組みについて検討する。

【具体的取組み事例】 追加しました。

個人住民税の徴収支援

市町村の徴収力向上のため、併任・直接徴収を連携して行い、徴収職員同士の人事交流を図る。

地域における公共交通機関に関する協議調整

地域における生活交通の確保について、市町村と連携して課題解決のための調整等を行う。

消防救急無線広域化及び消防指令業務共同運用検討会の設置

消防救急無線(消防本部単位)及び消防指令業務の広域化・共同運用について、県と消防本部で検討会を設置し、調査・研究を行う。

水道事業の広域的取組みの支援

水道事業を運営強化するため、経営統合や管理の一体化を含む広域化の取組みに対して、適時・適切な支援及び共同研究・提言を行う。

国民健康保険の運営の共同化・広域化支援

国民健康保険事業の共同実施や広域連合等の設立を行う市町村に対して、調査研究・調整交付金等による支援を行う。

市町村と県が共同で行う医師確保事業

市町村と県が連携して円滑な医師の確保及び適正な医師配置を行うことについて研究する。

「福島県市町村合併支援プラン」の改定(平成18年3月31日)について

改定趣旨・主な改定内容

合併推進債を活用して、新市町村の一体化に資する県管理道路の整備を行うため、「市町村合併支援道路整備事業」について、合併支援プランに位置づけました。

【支援策の内容】 追加しました。

市町村合併支援道路整備事業

合併市町村の速やかな一体化に資するため、市町村合併支援道路整備計画を策定し、県管理の道路の整備を促進する。(平成18年3月31日までに合併した市町村を対象とする。)

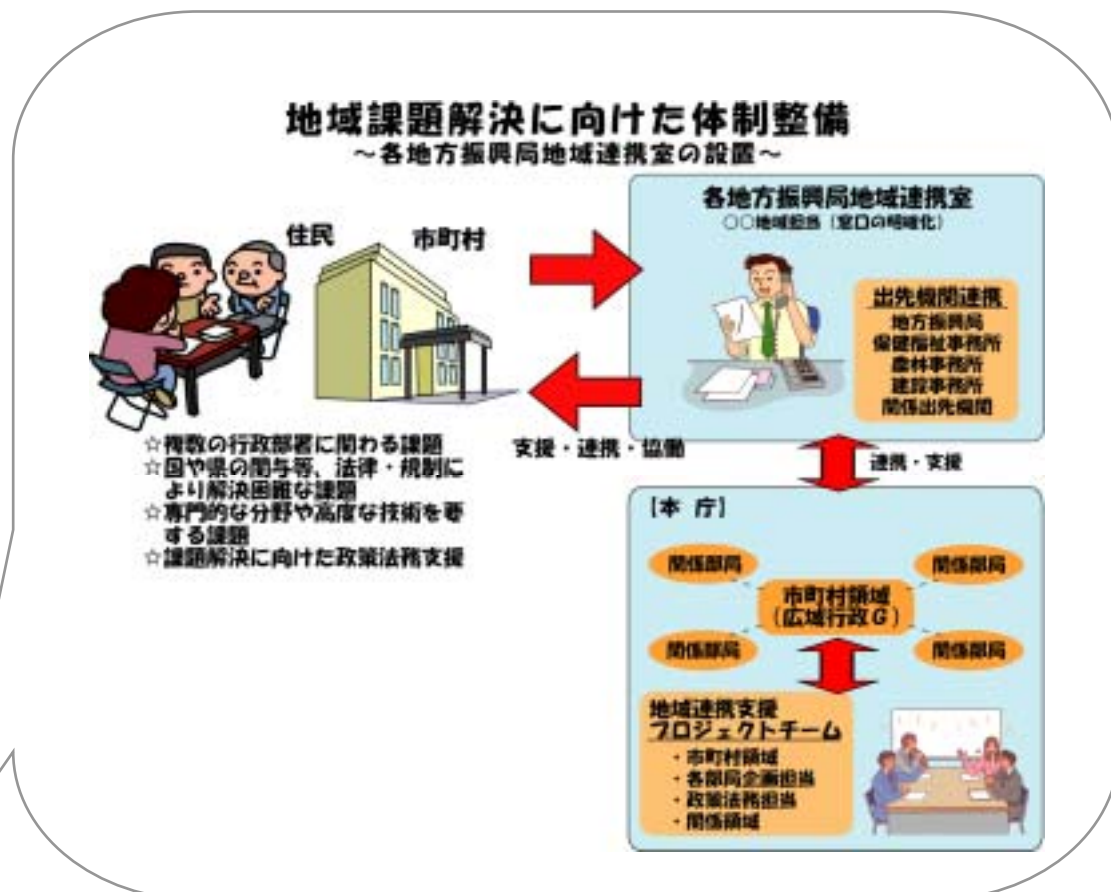
地域連携室および地域連携支援プロジェクトチームの設置

県は、平成6年に「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」を提唱し、平成18年2月に「分権宣言進化プログラム」を策定しました。この進化プログラムは、住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を実現し、地方分権をさらに進めようとするものです。

その進化プログラムの具体的実践として設置されたのが各地方振興局地域連携室(=出先機関連携組織)です。これは、住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関(地方振興局等)が有機的に連携し、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築したものです。また、各室員はそれぞれ地域(市町村)を担当し、各市町村と密接な連携を図って地域課題に取り組めます。

そして、地域連携室では解決できない課題について、本庁において部局横断的に対応し、バックアップするため、地域連携支援プロジェクトチーム(本庁体制)を設置しました。

地域連携室およびプロジェクトチームイメージ図



Q & A 『自治体破たん』



Kちゃん

広域行政を担当し3年目。
いつも落ち着いた仕事ぶり。



Aちゃん

今年4月より広域行政を担当。
T市からの研修生。毎日勉強の日々。



Aちゃん、広域行政Gに来て、まだ一ヶ月たってないけど慣れてきた？



うん、少しは慣れてきたよ。でも4月は、引越しや歓迎会があったり、子供は保育所へ通わせなきゃいけないし、出費が多くて大変だよ～。このままだと自己破産になっちゃうよ。



Aちゃん、自己破産なんてそう簡単になるわけじゃないよ。でも、今は『自治体破たん』も議論される時代だからね。



えっ『自治体破たん』って何？



自治体には、民間企業のような倒産はないと信じられていたんだけど...借金が返せなくなって自治体経営が成り立たなくなってしまうことなんだよ。



えーっ...そんなことがあり得るのぉ(ゾクゾク)。でもつぶれる前に、なんとかしないとイケないよね。



そうなんだけど...現在、竹中平蔵総務相が設けた私的懇談会である「地方分権21世紀ビジョン懇談会」では、10年先の地方分権ビジョンを描くための検討課題の一つに『自治体破たん法制』が取上げられているんだよ。



破たん法制かぁ～。



そうそう、破たん法制とは、借金が返済不能に陥った場合、債務処理や再生方法を定める法制度なんだ。

その「地方分権21世紀ビジョン懇談会」では地方の財政運営の自由度を高め、その結果として破たんが生じることも視野に入れ、制度設計を行う。清算型ではなく再生型を前提とし、予防を重視する。

予防的機能については、国の暗黙の保証ではなく、透明なルールに基づくものとする。わかりやすい情報開示を行う。現行制度下で発行された地方債と新制度下の地方債とは区別する。以上のことが議論の前提として合意されたんだよ。

一方、全国知事会など地方六団体の設置した「新地方分権構想検討委員会」では、自治体の財政再建制度は現行制度維持を原則とし、財政悪化の早期是正のため、企業会計や第3セクターなど外郭団体の負債も反映させた透明性の高い財政指標の導入を提言しているんだ。

それから「真に地方の自立を促すなら、国と地方の仕事を明確化し、その上で権限と財源を移譲すべきだ。」という意見もあるんだよ。

いずれにせよ、政府が6月に策定する『経済財政運営と構造改革に関する基本指針(骨太の方針)』に破たん法制度が盛り込まれるのか注目だよ。将来なるかもしれないから...



なるほど6月の骨太の方針かぁ。ワールドカップの月だね。覚えとかなきゃ。



そっか、ワールドカップって今年開催だったね。これこれ、そんなこと言ってんじゃないよ～。

まあ、こんなことが最近議論になっているんだけど、今後の地方分権の流れに対応するためにも、必要な事務の権限移譲、財源の充実、人材の強化や、行財政改革が求められているんだよ。合併するしないにかかわらず、強い改革意識と長期的展望がなければならないよね。とにかく、県、市町村、住民が連携して、地方自治を考えていかなければならないってことだよ。Aちゃん！



なるほどね。さすがKちゃん。尊敬しちゃうな。勉強になりました。

県内の市町村合併の状況

合併した市町村

平成18年4月1日現在

合併期日	新市町村名	合併前市町村名
H16.11.1	会津若松市	会津若松市、北会津村
H17.3.1	田村市	滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町
H17.4.1	須賀川市	須賀川市、長沼町、岩瀬村
H17.10.1	会津美里町	会津高田町、会津本郷町、新鶴村
H17.11.1	会津若松市	会津若松市、河東町
H17.11.7	白河市	白河市、表郷村、東村、大信村
H17.12.1	二本松市	二本松市、安達町、岩代町、東和町
H18.1.1	南相馬市	原町市、鹿島町、小高町
H18.1.1	伊達市	伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月館町
H18.1.4	喜多方市	喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村
H18.3.20	南会津町	田島町、館岩村、伊南村、南郷村

県内市町村数の状況

平成16年4月1日現在

90市町村

(市10、町52、村28)

平成17年4月1日現在

83市町村

(市11、町47、村25)

平成18年4月1日現在

61市町村

(市12、町33、村16)

現在協議中の法定合併協議会

平成18年4月1日現在

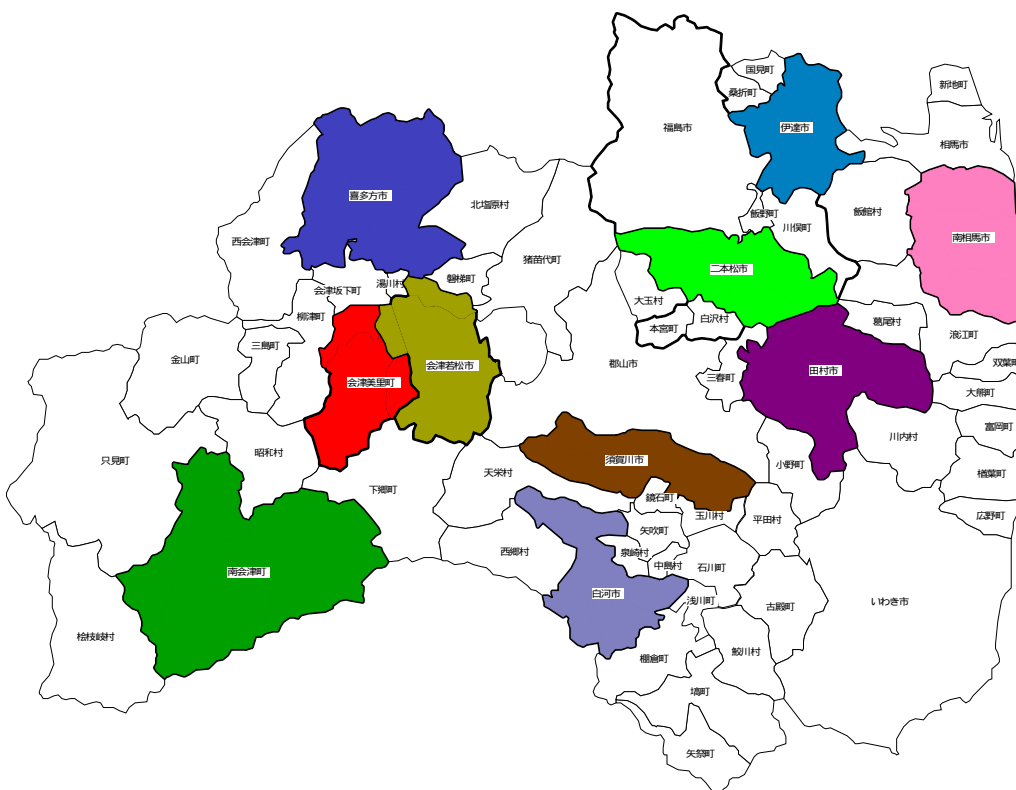
組織名	関係市町村	合併期日(予定)	新市町村名
福島市・川俣町・飯野町合併協議会	福島市、川俣町、飯野町	未定	福島市
本宮町・白沢村合併協議会	本宮町、白沢村	H19.1.1	本宮市

全国市町村の状況

平成18年4月1日現在

1,820市町村

(市779、町844、村197)



編・集・後・記

私は、4月生まれのせい
が春が一番好きです。あなた
の地域では、桜は咲きましたか。
県内は広いもので、桜もその地域の気
候や地形によって、咲く時期・種類
が違います。

自治体運営も地域によ
って様々です。今後も地方
自治にとって新たな転換
期を迎えることになると
思われますが、それぞれの
地域にあった真の地方自
治実現に向けてがんばり
ましょう。(厚)